5月17日(日)投票日

いの町議会議員選挙

5月17日(日)は、いの町議会議員選挙の投票日です。 この選挙は、これからの町政を託す私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。 投票に関することについては、次のとおりとなっています。

◆投票できる方

- ①平成元年5月18日以前に生まれた方で、いの町へ 2月11日以前に住民登録(届出)し、引き続き投 票日もいの町に居住している方。
 - なお、投票日までに町外へ転出した方は、投票入 場券が送付されていても投票できません。
- ②町内間で、5月9日以降に転居された方は投票所 入場券に記載してある投票所(旧住所地の投票所) での投票となります。

◆期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や外出のため投票に行けないと見込 まれる場合は、期日前投票・不在者投票ができます。 また、病院又は老人ホーム等の不在者投票を行う ことのできる施設として指定されている施設に入院 又は入所している方は、それぞれの施設管理者等に お尋ねください。

- ※投票には、期日前投票所で配布する宣誓書の提出 が必要です。
- ○期日前投票期間 5月13日(水)~5月16日(土)
- ○期日前投票場所及び開閉時刻

すこやかセンター伊野 1階中会議室

8:30~20:00

吾北総合支所 1 階町民室 8:30~18:00 本川総合支所 1 階事務室 8:30~18:00

◆問い合わせ

■ 893-1113



大事な一票。

みんなもれなく投票しよう! 投票日に投票に行けない人は、 期日前投票に行こう!

「いの町ふるさとづくり推進事業費補助金」のお知らせ

町の歴史、伝統、文化、産業などの地域資源を生 かし、独創的、個性的な地域づくりを推進するため の事業を実施する町内の団体に予算の範囲内で補助 金を交付します。

▶ 補助対象団体

いの町民又はいの町に居住する者が主体となっ て運営されている団体

▶ 補助対象事業

団体が自主的に行い、地域づくりに結びつく次 に掲げる事業

- ①人材育成のための事業
- ②伝統・文化継承のための事業
- ③地場産業育成のための事業
- ④コミュニティ育成のための事業

- ⑤その他、地域づくりに関し町長が特に必要と 認めた事業
- ※国、県の補助対象事業、施設整備等のハード事 業及び視察・大会等への参加を主たる目的とし た事業は対象となりません。
- ▶ 補助対象経費 事業の実施に要する経費
 - ※団体の構成員に対する人件費及び賃金、飲食に 係る経費は対象となりません。
- ▶ 事業承認申請 補助金の交付を受けようとする 場合は、原則として事業開始2か月前までに、事業 承認申請書の提出が必要です。提出された申請書 を選考委員会において審査した上で、事業承認の 可否等を決定し、申請団体代表者に通知します。
- ▶ 問い合わせ 企画課 893-5855

(平成21年1月~3月)

入札日 落札金額(円) 落 札 業 者 (まち交第20-2-1号) 1月21日 45, 360, 000 | 株式会社森本興業 平成20年度町道灘線・近見線道路改良工事